

市の新型コロナウイルス感染症対策

市は「市民生活への支援」「経済への対策」「感染拡大の防止」の観点から、新型コロナウイルス感染症対策を進めています。主な事業をご紹介します。

市民生活への支援



◆電子図書館を拡充します

コロナ禍でも、自由に読書を楽しめるよう、電子書籍で見られる書籍の数を増やします。

☎ 取手図書館 ☎ 74-8361

◆テレワークをする方を応援します

市内宿泊施設でテレワークを行う方や、市内に移住してテレワークを行う方を支援します。

期間 6月1日～令和4年1月31日

補助額 テレワーク利用：1回2,000円、
家賃：月2万円、住宅取得：50万円
※金額は全て上限。

☎ 政策推進課 ☎ 内線 1211

◆ひとり親世帯を支援します (5ページ参照)

令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けている方などに、児童1人当たり5万円を給付します。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線 1343

◆新生児に支援金を給付します

新生児1人当たり2万円を給付します。

対象 令和4年4月1日までに生まれた子ども

申込 市が発送する申請書を返送

締切 誕生日から3カ月後の月の末日

(例：5月生まれなら8月31日)

☎ 保健センター ☎ 85-6900

◆GIGA スクールの環境整備を行います

昨年度整備した子どもたちの1人1台端末の周辺機器を追加購入し、学校におけるICT活用の推進を引き続き行います。

☎ 学務課 ☎ 内線 2022

経済への対策



◆出前・テイクアウトを行う飲食店を応援します

出前・テイクアウト販売を行う飲食事業者への支援と、市民への消費喚起が図れるよう、販売価格の一部を市が補助します。

対象となる商品を出前・テイクアウトで購入する際、最大300円の割引を受けることができます。

☎ 産業振興課 ☎ 内線 1441

◆市内の芸術家を支援します

「アートのまち取手」の魅力を広く発信しながら、発表や制作の機会が減少している市内芸術家を支援します。

①放課後子どもクラブに芸術家を派遣し、子どもたちに想像力や表現力を育む機会を提供します。

②芸術家による市民会館の壁画制作を通して、文化芸術活動発信拠点である市民会館からアートを発信します。

③芸術家が制作する特設サイトを通じて、さまざまな芸術家の創作活動の様子や作品、インタビューなどを動画や写真で広く発信します。

☎ 文化芸術課 ☎ 内線 1292

◆ワクチン接種への協力医療機関を支援します

新型コロナワクチン個別接種への協力医療機関に協力金を交付します。

☎ 保健センター (新型コロナウイルスワクチン接種推進室) ☎ 85-6900

◆事業所などの新型コロナウイルス感染症対策を支援します (ページ下段参照)

☎ 産業振興課 ☎ 内線 1444

感染拡大の防止



◆公共施設の感染防止対策を進めます

市保育所や学校など公共施設の環境衛生を保つため、トイレ改修などの施設改修やパーティションなどの備品・消毒液の購入、手洗い場の自動水栓化などを行います。

◆市職員のテレワーク環境・サテライトオフィス環境の構築を進めます

市職員の在宅型テレワークに対応できる端末・システム環境を整備します。また、各庁舎や消防署などで端末の無線LAN化や電話機の整備を行い、サテライトオフィスを構築します。これにより、執務室の感染防止対策を進めます。

◆消防救急業務における感染防止対策を進めます

感染症傷病者(疑似傷病者含む)を医療機関に搬送する消防救急業務での感染防止対策として、感染防止衣などの消耗品を購入します。また、各署所に感染防止衣などを殺菌するロッカーの配備や、各救急車に車内を消毒するオゾン発生装置の導入を行い、感染防止対策を進めます。

☎ 消防本部警防課 ☎ 74-5895

◆避難所の環境整備を進めます

災害時の避難所での感染防止・衛生面を確保するための備蓄品や、体温測定のためのAIサーマルカメラを導入し、災害時における感染防止対策を進めます。

☎ 安全安心対策課 ☎ 内線 1181

事業者向け 感染防止対策費補助金

☎ 産業振興課 ☎ 内線 1444

事業所における感染予防や「新しい生活様式」への対応のための改修・付帯設備設置・備品購入費などに補助金を交付します。

対象事業者 以下のどちらの条件も満たす中小法人・個人事業主

- ①市内に事業所(事務所・店舗)を有する
- ②申請時点で事業を営み、市内で事業の継続を目指す

必要書類 ▶申請書兼請求書 ▶市内事業所の所在地・業務内容が確認できる公的書類の写し ▶振込先が分かる書類(預金通帳など)の写し ▶補助対象経費の支出・内訳が確認できる書類(領収書・レシートなど) ▶(備品購入・工事などの場合)内容が確認できる写真など
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請期間 5月10日(月)～11月30日(火) ※消印有効

■対象となる経費・補助金額

対象経費 令和2年2月1日～3年10月31日までに実施・支払いが完了したもので、以下の経費
▶事業所の改修工事費(換気装置、自動水栓蛇口など)
▶備品や消耗品費(アクリル板、検温器、空気清浄機など)
▶新たな事業展開に要する経費(セルフレジの導入など)
▶業界団体などのガイドラインに基づき実施したものの
※業務上感染防止対策に取り組んだ経費のみが対象。パソコンなど、汎用性の高いものは対象外。
補助金額 対象経費(消費税除く)の2分の1(1,000円未満切り捨て)
※上限10万円。1事業者1回限り